

宜 健 介 第 391 号  
令和 6 年 10 月 22 日

宜野湾市地域包括支援センター  
宜野湾市内居宅介護支援事業所  
宜野湾市訪問介護サービス事業所  
宜野湾市指定第 1 号事業者

各位

宜野湾市長 佐喜眞 淳  
( 公 印 省 略 )

### 訪問介護の生活援助におけるサービス費算定について（通知）

日頃より、宜野湾市の介護保険事業及び地域支援事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、宜野湾市ではこれまで訪問介護の生活援助の利用内容及び利用状況について、必要時、利用者の基本情報、ケアプラン及び担当者会議録に基づき、内容の精査と確認を行ってまいりました。

今般、令和 6 年度報酬改定に伴い、訪問介護サービス等における利用内容の明確化、ケアマネージャー及び行政職員の負担軽減の観点から「生活援助を 45 分以上利用する場合のチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を作成致しました。

つきましては、訪問介護（訪問介護相当サービス（独自）を含む）の生活援助のみを 45 分以上で請求される場合は、必ず別添チェックリストにて、サービス内容をご確認頂き、申請時にチェックリストのご提出を宜しくお願い致します。

なお、本通知は、令和 7 年 1 月から適用とします。

#### 【問合せ先】

宜野湾市健康推進部介護長寿課

電話：098-893-4403 FAX：098-896-2031

認定給付係 担当：城間・比嘉（内線 4154）

長寿支援係 担当：国頭・東（内線 4131）